

小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市印鑑条例及び小田原市印鑑条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成30年4月16日（月）
意見提出期間	平成30年4月16日（月）から平成30年5月15日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	個人番号カードを使用して印鑑証登録明書を発行しても、手数料は300円か。	D	手数料は300円です。

2	<p>個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付申請手続をする場合は、窓口交付であっても小田原市印鑑条例施行規則第10条に定める印鑑登録証明書交付申請書は使用しない取り扱いとなるのか。それとも、窓口交付で個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請手続は行わない取り扱いとなるのか。</p>	D	<p>各窓口前に個人番号カードを使用した申請が可能な端末機を設置予定なので、端末機を利用する場合は、印鑑登録証明書交付申請書の使用は不要となります。</p>